

告 示

埼玉県公営企業告示第五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十九年度及び平成三十年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十八年十二月六日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

競争入札に参加することができる者は、平成二十八年埼玉県告示第九百九十九号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。